

令和3年11月16日

〒467-8610

名古屋市瑞穂区汐路町3-40

学校法人越原学園 名古屋女子大学 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦市郎

(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山3丁目28番2号 KS千種ビル6階F

事務局長 伊藤英樹

(TEL : 052-734-8107、FAX : 052-734-8108)

申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とし、消費者団体や消費者問題に取り組む弁護士・消費生活相談員等の専門家、研究者、一般消費者等によって構成され、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けている特定非営利活動法人（NPO法人）です。

今般、貴校が使用している令和3年度学生募集要項2021における条項につき、消費者保護の観点から検討をさせていただきました結果、消費者契約法に鑑み、消費者の利益を害し不当ないし不適切と思われる条項を確認しました。

つきましては、別紙のとおり、申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴校の見解や対応につき、令和3年12月16日までに上記連絡先宛書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

また、本申入書の内容、申入れに対する貴校のご回答の有無、内容及び本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させて頂くことがありますことを申し添えます。

敬具

申入れ事項

第1 条項の表示

(各入試方法における出願手続に関する条項のうち入学検定料に関する条項)

一度納入いただいた検定料の返金はありません。

第2 申入れの趣旨

本条項について、少なくとも貴校が受験票を発行するまでは出願者が入学検定料の返金を求めることができる内容としてください。

第3 申入れの理由

消費者契約法10条は、法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法1条2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とすると規定しています。

本条項は、出願者が貴校の入試を受験するために一度入学検定料を支払うと、その後出願者が何らかの理由で入試を受験できない事態となった場合、その事情の如何を問わず入学検定料の返金がされないものと解釈されます。

貴校における出願手続きは、①出願登録、②入学検定料の支払い、③出願書類の提出、④受験票の発行という流れで行われることとされているところ、例えば、出願者が入学検定料を支払い出願書類を提出したにも関わらず貴校が書類不備により受理せず受験票を発行しなかった場合でも、貴校から出願者に対しては入学検定料は返金されないこととなります。貴校における出願手続きにおいては、出願者の出願書類の提出により受験契約の申込みがなされ、貴校の受験票の発行により申込みの承諾がなされて受験契約が成立するものと解されますが、例示した場合においては、貴校による受験票の発行がなされず受験契約が成立していないにも関わらず、入学検定料の返金が行われないこととなります。この場合においては出願者と貴校との間で受験契約が成立していない以上、出願者から貴校に対して支払い済みの入学検定料について不当利得返還請求権（民法703条）を有

するところ、本条項はこれを制限するものであり、民法上の規定に比して消費者の権利を制限するものです。

貴校が出願書類の審査に一定の業務を要するとしても、あくまで必要書類が全て提出されているか、出願要件を満たしているか等の形式的審査が中心であり、入試手続き全体の業務・費用における割合としても僅かなものと考えられます。そうだとすれば、貴校が受験票の発行をしない判断をした場合に一律に入学検定料全額を返金しないことには合理性がなく、信義則（民法1条2項）に反して消費者の利益を一方的に害するものといえます。

以上から、消費者契約法10条によって無効といえます。

よって、当団体は、貴校に対し、本条項について、少なくとも貴校が受験票を発行するまでは出願者が入学検定料の返金を求めることができる内容としていただきますよう申し入れます。

以 上